

生命保険をめぐる総合的な検討に関する中間報告の概要

1. 生命保険会社の財務基盤の充実

生命保険会社において、昨今の厳しい経営環境に対応し長期的な経営の健全性を確保するとともに、各社の創意工夫を活かした事業展開を可能とするため、①社員配当に関するルール（原則、剰余金の80%を下限）を見直すことや責任準備金の積立ての充実に努めることに加え、②相互会社の資本調達手段である基金調達手続の弾力化等を図る。

2. 保険契約者からの信頼の向上

(1) ディスクロージャーの改善

保険会社によるディスクロージャーについて、①責任準備金やソルベンシーマージンの内訳の開示、②逆ざやに関する正確な情報提供、を行うとともに、③一般の保険契約者向けに代表的な経営指標等を一覧性を持った形でわかりやすく開示することとする。

(2) 保険会社におけるガバナンスの強化

相互会社における自主的な意思決定機関である総代会について、総代の選考方法の多様化、総代の選抜範囲の拡大、総代数の拡充等を図るとともに、各社が自主的に設置している契約者懇談会等との連携を進めていくこと等により、保険会社の経営に対する適切な自己規律の確保を図る。

3. 多様な保険商品開発の促進

契約者のニーズに対応した迅速な保険商品の開発を可能とするため、企業向け保険商品に係る速やかな届出制への移行（家計向け保険商品については、消費者保護の観点から認可制を維持）を行うとともに、審査期間の短縮（90日→60日）等を図る。

4. 監督手法の整備

保険会社に対する財務面での監督が一層重要な課題となっている中、①ソルベンシーマージン基準の不斷の見直し、②中間業務報告書の導入、等を図る。

5. 保険契約の契約条件の変更

現行法上、保険契約の契約条件の変更は、更生手続等による破綻処理の場合に限られている。将来収支分析の適正化等を通じて、この更生手続の早期発動に努めることが重要であり、それ以外に契約条件の変更を可能とする手続を設ける必要は乏しいとの意見があった。これに対して、保険会社・保険契約者自身の意思決定による変更手続として、

- ・総代会のみならず契約者集会など契約者が直接参加できる意思決定プロセス、
- ・いわゆる三利源など経営状況についての徹底したディスクロージャー、
- ・経営責任、一般債権者等の負担、将来の配当に関する考え方等についての契約者への説明と意思決定プロセスでの十分なチェック、
- ・手続の公正性・公平性の確保（例えば裁判所の関与など）、

といった保険契約者の権利保護に配慮した適正な手続の下で、保険契約者の理解を得て契約条件の変更を行うことは否定されるべきものではない。

しかしながら、このような制度は、その内容について国民・保険契約者の理解の上、社会的な認知が十分に得られてこそ初めてその導入が可能となるものであり、本報告をベースに十分な議論が行われることが何よりも望まれる。

平成13年9月21日
金融審議会金融分科会第二部会

生命保険をめぐる諸問題への対応 —今後の進め方—

1. 近年の生命保険市場の成熟化や我が国の社会経済環境の変化は、生命保険業に多くの課題を投げかけている。金融審議会金融分科会第二部会は、こうした生命保険をめぐる問題に適切に対応するためには、総合的な取組みが不可欠であるとの認識のもと、生命保険会社の財務基盤の充実、保険契約者からの信頼の向上、多様な保険商品開発の促進、監督手法の整備、保険契約の契約条件の変更等の問題について多角的な検討を行い、本年6月に中間報告をとりまとめた。
2. 当部会は、その際同時に中間報告を公表し、8月末を目処として、その内容について、広く一般から意見を求めるとした。その結果、保険契約者、業界団体、各生命保険会社をはじめとして、各層から多くの意見が寄せられた。それらの意見は、中間報告でとり上げられた全ての事項にわたっており、このことは生命保険業が今日抱える諸課題に対する関心の高さをうかがわせる。
3. このような中にあって、特に多くの意見が寄せられたのは、保険会社・保険契約者の意思決定により生命保険の既契約の条件変更を行う制度の整備に関するものである。この制度の導入問題に対する意見としては、賛否が併存しているものの、反対論が多数を占めた。一般の保険契約者等は、各生命保険会社の経営努力の不足等を主たる理由に、その大多数が制度の導入に反対の意思表示をし、また、具体的にこの制度を用いることとなる生命保険会社も、そのほとんどが反対の立場を表明している。
4. 中間報告でも指摘したように、このような制度の導入については、生命保険会社による自助努力の途の一つを開くものとして、その基本的な意義は否定されるべきものではないと考えられる。しかし、この制度は、国民・保険契約者の理解の上、社会的な認知が十分に得られてこそ初めてその導入が可能となるものであり、加えて、生命保険会社においてあらゆる経営努力が払われた上

で用いられるべきものであって、これらの点については中間報告でも述べているところである。このような留意点及び上述の意見募集結果を踏まえれば、現時点では、制度導入の前提となる環境が整っていないと判断せざるを得ず、まず先に取り組むべき多くの事項が存在していると考えられる。

5. そのような事項として、各生命保険会社がそれぞれに最適の経営戦略を選択し、経営刷新の道筋を提示すること、また、より具体的に、財務基盤の充実、経営合理化の推進、ディスクロージャーの改善、ガバナンスの強化等の対応に努力することが求められている。これらの事項は、もともと中間報告が重要課題としてとり上げ、その対応の方向性を示しているものであり、また、寄せられた多くの意見がその取組みへの期待を示しているものである。
6. 以上を踏まえ、当部会としては、各保険会社が、保険契約者等の付託に応えつつ、生命保険をめぐる問題に的確に対応していくため、これらの事項に真摯に取り組んでいくことを期待するとともに、そのための制度整備として、行政当局が、中間報告に盛り込まれた具体的な事項について、必要な検討を行い、適切な対応を図っていくことを期待したい。

(以上)

生命保険をめぐる対応策 —金融審第二部会中間報告（平成13年6月）を受けて—

1. 社員配当ルール（いわゆる80%ルール）の弾力化

相互会社の実費主義の考え方を踏まえつつ、厳しい経営環境に対応した内部留保の適切な確保を促す観点から、定款で定める配当割合の下限を現行の80%（生命保険会社。損害保険会社は60%）から20%に引き下げる（府令改正）。

あわせて、「資本政策と配当割合についての考え方」を、毎年の総代会で説明するとともにディスクロージャー誌に記載するよう求める（事務ガイドライン改正）。

2. 基金の調達手続の弾力化等

相互会社の自己資本のコアである基金の調達については、現在の実務では、総代会決議と引受・払込がほぼ連続して行われ、1～2ヶ月内に全ての手続が完了しているが、より弾力的な調達が現行法の下でも可能であることを明確化する。具体的には、基金調達の時期を総代会決議において定めた時期（複数の時期を定めることも含む）とすることが可能であることを明確化する。

あわせて、基金の募集条件等に関する総代会への説明など社員の権利保護の観点からの留意点や基金調達は原則として総代会後、次回決算期末までの間に行われるべきこと等を定める（事務ガイドライン改正）。

3. 責任準備金等の充実—将来収支分析の実効性の確保

責任準備金の積立等に関する将来収支分析の実効性を確保する観点から、行政当局が保険計理人や経営者から、将来収支分析に関する保険計理人の意見書の内容について説明・意見を求め、その適切性を確認する場合の着眼点（任意シナリオによる場合の当該シナリオの合理性、責任準備金の不足に経営政策の変更により対応する場合の当該政策変更の合理性等）などを明確化する（事務ガイドライン改正）。

また、将来収支分析に基づき追加責任準備金を積み立てる場合の実務手続等について、その明確化を図る（日本アクチュアリー会において対応中）。

4. ディスクロージャーの充実

① 責任準備金の内訳

昨今のいわゆる「逆ざや」等の経営環境も踏まえ、保険会社の負債面のディスクロージャーを一層拡充する観点から、責任準備金の詳細の開示を義務付ける。具体的には、生命保険会社の個人保険及び個人年金の責任準備金について、契約時期別に、その金額と予定利率のレンジの開示を義務づける。また、損害保険会社については、その商品特性に沿った責任準備金の内訳（普通責任準備金、異常危険準備金等）の開示を義務付ける（府令改正）。

② ソルベンシーマージンの内訳

保険会社の保険金等の支払能力の充実状況を示すソルベンシーマージン比率について、その水準のみならず、その内容及び質が重視されてきていることに鑑み、その分子・分母の内訳の開示を義務づける（府令改正）。

(注1) 分子の内訳の開示項目

- ・ 資本の部合計（繰延資産及びその他有価証券評価差額を除く。）
- ・ 価格変動準備金
- ・ 危険準備金（異常危険準備金：損保）
- ・ 一般貸倒引当金
- ・ その他有価証券評価差額
- ・ 土地含み損益
- ・ 負債性資本調達手段等
- ・ 控除項目
- ・ その他

(注2) 分母の内訳の開示項目

- ・ R 1 (保険リスク)
- ・ R 2 (予定利率リスク)
- ・ R 3 (資産運用リスク)
- ・ R 4 (経営管理リスク)
- ・ R 5 (巨大災害リスク) : 損保

③ 逆ざやの算出方法の統一化

生命保険会社が自主的に開示してきた逆ざや額について、その開示のルール（算出方法）を生命保険業界において統一化する。

(注) 基礎利益上の運用収支に関する利回りである基礎利回りと予定利率の差に責任準備金の額を乗じたものを逆ざや額とするよう統一化。

④ 代表的な経営指標等のわかりやすい開示

一般の保険契約者向けに、ディスクロージャー誌の冒頭で、代表的な経営指標等をわかりやすく解説するよう、生命保険・損害保険業界において、その対象となる経営指標等の統一化を図る。

(注) 代表的な経営指標等

生命保険会社	損害保険会社
・ 経常利益	・ 経常利益
・ 当期利益	・ 当期利益
・ 基礎利益	・ 保険引受利益
・ 責任準備金残高	・ 正味収入保険料
・ 総資産	・ 正味損害率
・ 貸付金残高	・ 正味事業費率
・ 保有契約高	・ 総資産
・ ソルベンシー・マージン比率	・ ソルベンシーマージン比率
・ 逆ざやの状況	
等	等

5. 総代会制度の改善

以下の①～⑦に掲げる事項その他所要の措置を講じる（事務ガイドライン等改正）。

① 総代数

総代数の見直しを促す観点から、総代数及びその数を適正とする考え方について、ディスクロージャー誌に記載するとともに、毎年の総代会において説明すること等を求める。

② 総代の選考方法

総代の選考方法の見直しを促す観点から、総代になることを希望する社員が総代候補者に選出され得る方策の有無を含めた総代の選考方法に関する考え方について、ディスクロージャー誌に記載するとともに、毎年の総代会において説明すること等を求める。

③ 総代の構成

総代の構成の見直しを促す観点から、保険種類別、職業別、年齢別、地域別それぞれの総代の構成と社員の構成とをディスクロージャー誌に記載することを求める。

(注) 職業別については、社員の職業別データを更新・保存していない場合には、総代の職業別の構成の開示のみ記載。

④ 総代会（株主総会）への報告・説明事項

保険会社の財務に関する基本的事項について、事業報告書（営業報告書）への記載事項の追加等により、総代会（株主総会）への説明の充実を図る。

(注) 総代会での説明事項の追加項目

- ・基礎利益
- ・責任準備金残高
- ・ソルベンシー・マージン比率
- ・契約高（保有契約高、新契約高、減少契約高等）
- ・逆ざやの状況

⑤ 総代会議事録

総代会議事録について、各議決事項に対する主な賛成意見及び反対意見を記載すること等を求るとともに、インターネット・ホームページの活用等による開示を求める。

⑥ 総代会傍聴

傍聴を希望する社員に対する機会の付与、傍聴者に対する総代会の直前又は直後の会社への意見・質問等の機会の付与等を求める。

⑦ 契約者懇談会との連携

現在は総代会の後に開催されている契約者懇談会について、その開催時期を総代会の前とし、契約者懇談会での契約者の意見を総代会に報告すること等を求める。また、参加を希望する契約者に対する機会の付与、開催の周知を求める。

6. 保険募集時における社員の権利義務に関する説明義務

各保険会社が保険募集人に対し、保険募集時に、保険契約者に社員としての権利義務に関する説明を義務付けるよう求める（事務ガイドライン改正）。

7. 保険計理人の機能強化

① 会計監査人との連携

保険計理人の実務基準の見直しに当たって日本公認会計士協会との連携を図ること、個々の保険会社の保険計理人が将来収支分析で用いた前提について会計監査人が検証すること等について、実務基準におけるルールを明確化する（日本アクチュアリー会において対応中）。

② アクチュアリー会における自律機能の適切な発揮

アクチュアリー会実務基準の見直しについて、毎年保険計理人の意見書の作成に関する調査を行い、実務基準の検証を行うなど、ルールの明確化を図る（日本アクチュアリー会において対応中）。

8. 保険商品の審査期間の短縮

定型化された簡易な商品に係る認可申請及び届出について、これらの標準処理期間・審査期間を原則として60日に短縮する（事務ガイドライン改正）。

9. 企業向け商品の届出制への移行

未だ認可制となっている保険商品について、保険契約者保護等の観点から問題のないもの（確定拠出年金保険、火災保険等）について、届出制に移行させる（府令改正）。

（以上）